

鎌倉御家人長井氏の同族間ネットワークについて

Relative Network of Nagai Family, Vassal of Kamakura Shogunate

西 川 広 平

要 旨

大江広元を祖とする鎌倉幕府の御家人長井氏を対象に、一三世紀から一四世紀にかけての同族間ネットワークの推移について考察し、文士である広元一族による在地武士の糾合と所領支配は、主要な交通路の要衝を広域的に掌握することで実現したこと、また一四世紀前半に長井惣領家を中心にして、庶子家および広元末裔の御家人との間に二重の同族間ネットワークが成立したこと等を明らかにした。これらは、執権北条氏との連携や幕府の支配体制に依拠することによって実現・成立しており、鎌倉幕府滅亡や室町幕府の政治体制の変化により、長井氏は政権の中枢を占める地位を喪失するとともに、その同族間ネットワークも解体した。これらの考察の結果、御家人の移動が列島規模で活発化した一三・一四世紀を通して、武士団のネットワークが維持される基盤の多様性を指摘した。

キーワード

鎌倉幕府、御家人、長井氏、大江広元、惣領制

はじめに

日本中世史のうち、平安・鎌倉期を中心とした武士団のネットワークに関する研究は、一九九〇年代以降に大きく進展した。すなわち、武士団内部において在京・在国した一族間の役割分担や、内裏大番役に従事するために所領を離れて在京した武士間の人的交流を明らかにした川合康氏や野口実氏の研究、並びに所領の開発・経営に際して、街道や河川の交通網に沿って展開した武士団のネットワークを重視した高橋修氏の研究等が注目される。⁽¹⁾

これらの研究により、所領支配に焦点を当てた、かつての在地領主制の研究に対して、列島および地域規模における武士の移動や交流の影響が注目されるようになった。この一方、これらの研究において専ら対象とされたのは、平安期より武士身分を確立して活動し、鎌倉幕府の御家人となった武家であり、幕府成立後に在倉・在京して活動した文士系の御家人による同族間ネットワークの解明は、未だ不十分である。

そこで、本稿は、鎌倉幕府の初代政所別当に就任した大江広元を祖とし、評定衆として活動した御家人長井氏を対象に、その同族間のネットワークを考察する。

長井氏を対象とした主な先行研究のうち、小泉宜右氏は、惣領家・六波羅評定衆家とそれぞれの庶子家の歴代の把握とともに、美濃国西部荘地頭職をめぐる一族内の対立と所領経営について考察し、長井氏が地頭領主制を確立した典型的御家人とはなり得ず、幕府の能吏に留まったことを指摘した。⁽²⁾

一方、湯山学氏は、建暦三年（一一二二）五月の和田合戦により、広元一族が武蔵国横山荘や相模国内の横山党

旧領を獲得し、長井氏がそれを継承して、相原（粟飯原）氏等の在地武士を被官化したことに注目し、一四世紀末から一五世紀初頭にかけて建立された横山荘の広園寺・高乗寺の開基とされる長井道広を長井氏元に比定したほか、永正元年（一五〇四）十二月、扇谷上杉氏に味方した長井広直が、柵田城で関東管領の山内上杉氏および越後国守護上杉氏の軍勢によって滅ぼされるまで、長井氏が横山荘・座間郷等を統治したことを明らかにした。^③

また、永井晋氏は、一三世紀後半に長井宗秀・貞秀父子と北条一族の金沢貞顕との間で、婚姻関係を背景とした文化的・政治的な交流・連携が育まれたことを指摘し、上杉和彦氏は、広元の人物史を論じる中で、広元の子である時広を中心に、長井氏の展開についても言及した。^④

そして、黒田基樹氏は、一五世紀後半以降の長井氏が、山内・扇谷両上杉氏および白井長尾氏と政治関係を結び、関東大名層の資格に位置付けられたこと、また長享の乱では、当初山内上杉氏に属するも、立河原合戦を機に扇谷上杉氏に転じ、その報復として山内上杉顕定の要請を受けた上杉房能の軍勢に滅ぼされたことを指摘した。^⑤

これらの先行研究により、長井氏は、出羽国置賜郡一帯の長井荘に所縁があること、並びに、鎌倉期には一族が関東・六波羅の評定衆に分かれるとともに、惣領家が金沢流北条氏と連携して幕府運営の中核を担ったこと、また、南北朝期以降には武蔵国横山荘に拠点を置き、戦国期まで存続したこと等が解明された。しかしながら、先行研究は、総じて通史的な考察に留まっており、その一族相互の関係性については、未だ十分に考察されていない。

本稿では、鎌倉期を中心とした長井氏の同族間ネットワークに注目し、在倉・在京した文士系御家人ならではの特徴について考察したい。

一 大江広元一族の所領

長井氏の祖大江広元は、権中納言大江匡房の孫維光の子であるが、明法博士中原広季の養子となり、建保四年（二二一六）に復姓するまで中原姓を称した。元暦元年（一一八四）に源頼朝の招請で鎌倉に下向し、公文所（政所）別当に就任したことで知られるが、本章では武蔵国横山荘を事例に、広元による所領獲得の意図について考察する。

広元が横山荘を獲得する契機となったのは、建暦三年（一一二二）五月の和田合戦である。『吾妻鏡』第二一の建暦三年五月二日条によると、北条義時と対立していた侍所別当の和田義盛が、同日に鎌倉で挙兵したが、義盛邸の近隣に居住する八田朝重の通報を受け、広元は將軍源実朝の大倉御所に参上した。また、三浦義村・胤義兄弟が北条義時に義盛の挙兵を通報し、義時も大倉御所に参上しており、広元と義時の勧告により、北条政子（尼御台所）と実朝正室の坊門氏（御台所）が鶴岡八幡宮別当坊に避難したという。一方、義盛の軍勢は、「幕府南門」（大倉御所）および「相州御第・小町上・西北両門」（義時邸）、「広元朝臣亭」の三か所を攻撃し、その後、大倉御所南西の横大路に到達したため、政所の前で御家人等が防戦した。

また、翌五月三日条によると、横山荘を支配した横山時兼の援軍が義盛の軍勢に合流した一方、相模国御家人の曾我・中村・二宮・河村各氏の軍勢が、鎌倉の西の境界である武蔵大路・稲村ヶ崎付近に参集したが、実朝の御教書に応じて、彼らは幕府方に加わった。さらに同日巳刻、義盛等の追討を命じる実朝の花押を据えた「御書」が、義時（相模守）・広元（大膳大夫）連署の上で武蔵他の近国に発せられたほか、広元は実朝の指示で願文を執筆した。

このように、和田合戦では終始、大江広元が北条義時とともに将軍源実朝を擁立して和田義盛と対戦する役割を担い、乱への対応を主導していた。そして五月五日条には、収束後の措置について、史料1のとおり記されている。

【史料1】^⑥

義盛・時兼以下謀叛之輩所領、美作・淡路等国守護職、横山庄以下為宗之所々、先以収公之、可被充勲功之賞云々、相州・大官令被申沙汰之、次侍別当事、以義盛之闕、被仰相州云々、

史料1によると、幕府は和田義盛、横山時兼等の所領である美作国・淡路国等の守護職や横山莊等の所領を没収して勲功の賞とすることを決定し、義時（相州）と広元（大官令）がその差配に当たったことがわかる。また、侍所別当に義時が就任したが、翌六日条には、「建暦三年五月二日・三日合戦被討人々日記」が実朝に提出された後、広元に預けられたと記されており、広元は政所別当として、義盛に加担した御家人の所領を没収し、恩賞として味方した御家人に給与する実務を担ったことがうかがわれる。この対象となった所領は、史料2のとおりである。

【史料2】^⑦

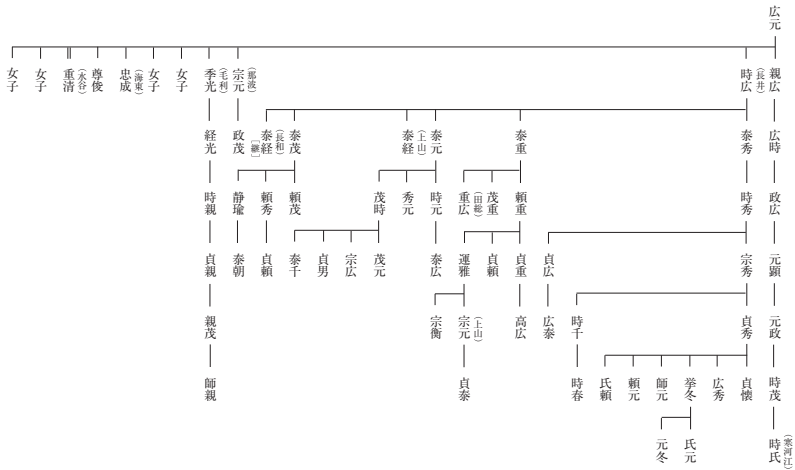
甲斐国波加利本庄	武田冠者	同新庄	島津左衛門尉
同国古郡	加藤兵衛尉	同国岩間	伊賀二郎兵衛尉
同国福地	鎌田兵衛尉	同国井上	大須賀四郎

相模国山内庄	相州	同国菖蒲	同上
同国大井庄	山城判官	同国懐島	山城四郎兵衛尉
同国岡崎	近藤左衛門尉	同国渋谷庄	女房因幡局
坂東田原	志村次郎		
武蔵国長井庄	藤九郎次郎	横山庄	大膳大夫
上総国飯富庄	武州	同国伊北郡	平九郎左衛門尉
同国幾与宇	藤内兵衛尉	常陸国佐都	伊賀前司
上野国桃井	藤内左衛門尉	陸奥国遠田郡	修理亮
同国三迫	藤民部大夫	同国名取郡	平六左衛門尉
同国由利郡	大弐局	金窪	左衛門尉行親

史料2によると、和田、横山（平山・粟飯原・田名・古郡・柗田）、渋谷、鎌倉、逸見、海老名氏等からの没収地が、北条義時（相州）・泰時（修理亮・時房（武州）、三浦義村（平六左衛門尉）・胤義（平九郎左衛門尉）、二階堂行村（山城判官・基行（山城四郎兵衛尉）・行光（藤民部大夫）等に配分されている。

このうち山内荘は、都市鎌倉の領域に編入され、北条得宗家領として時頼・時宗期以降に彼らの別邸が設けられる等、政権の拠点となった。また、波加利本荘・同新荘は、武田信光（武田冠者）および島津忠久（島津左衛門尉）に与えられたが、貞和四年（一三四八）七月十一日、足利尊氏の執事高師直が、「御讓位」（光明天皇の讓位）にとも

図1 長井氏を中心とした大江広元一族系図



注：二重線は猶子

出典：黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補国史大系 尊卑分脈』第四篇（吉川弘文館、一九五八年）より編集

なう「女房装束料」七三貫九八七文の負担について、「甲斐国波賀利本庄分」を武田氏信（武田兵庫助）の請負、並びに「同国波賀利新庄分」のうち「久保田三十五町八段分」および「鶴牧田二十一町五段分」を鳥津師久（鳥津大夫判官）の請負とし、その運上を指示している。⁸⁾すなわち、和田合戦で武田・鳥津両氏の惣領に与えられた所領が、一三五年の歳月が経過した後も、両氏の惣領乃至その継承者に相伝されていたのである。

したがって、和田合戦の恩賞地は、各氏にとって重要な所領が含まれていたと見做せるが、それを差配した広元（大膳大夫）には、横山党の本拠地であった横山荘が与えられている。⁹⁾そこには、広元自身の意図が反映されていると推測されるが、同荘の獲得は、広元の所領経営にとってどのような位置付けを持っていたのであろうか。

ここで、図1の系図より、広元の実子に始まる御家人の「名字の地」となった所領をあげると、寒河江氏（親広）は出羽国寒河江荘、長井氏（時広）は同国長井荘、

那波氏(宗元)は上野国那波荘、毛利氏(季光)は相模国下毛利荘、海東氏(忠成)は尾張国海東荘に由来する。また、元徳二年(一三三〇)と推定されている六月九日付「長井高秀書状」¹⁰⁾によると、高秀が「建長寺安首座禪師」に「座間郷内長松寺」を任せ、「天下安全之誠勤」の祈禱と「父祖尊靈之菩提」の供養を依頼しており、相模国座間郷も長井氏の影響下にあったこと、さらに周辺の相原(粟飯原)氏が長井氏の被官となったことが指摘されている。¹¹⁾

このうち鎌倉から遠方にある出羽・尾張両国の所領を除き、座間郷・下毛利荘・横山荘(船木田本荘)は、近世には「八王子道」等と称された関東西部を南北に縦断する交通路に沿って立地し、さらに北上すると那波荘のある上野国に到達する。この交通路を掌握するために、広元は自ら横山荘獲得を差配したのではなからうか。

同様の事例として、源頼朝の側近安達盛長を祖とする御家人安達氏は、鎌倉街道の武蔵国府(府中)近傍にあり、多摩川に沿った武蔵国吉富郷地頭職を獲得したが、この所領は、上野国守護であった安達氏の本拠地である同国玉村御厨と、鎌倉並びに武蔵国の拠点鶴見郷との中継点であったこと、また、この所領の掌握により安達氏による武蔵国への勢力浸透、すなわち武蔵武士の被官化が促進されたことが指摘されている。¹²⁾

文士として鎌倉に招請された広元一族と同様に、安達氏も幕府成立以前には武士団を形成しておらず、北条得宗家との婚姻関係を踏まえて、鎌倉で政治的地位を向上させたことにより台頭したが、彼らによる在地武士の糾合と所領支配は、幕府の支配体制に依拠しつつ、主要な交通路の要衝を広域的に掌握することで実現したのではなからうか。

二 長井氏による惣領職の成立

続いて本章では、広元の子長井時広の子孫によって、広元一族の惣領職が継承された状況について考察する。まずは、時広の政治的立場について触れると、建保六年（一一二八）五月十七日、左衛門尉に加えて新たに藏人に任官した時広は、將軍源実朝による左近衛大将任官に際しての鶴岡八幡宮参拜に前駆として供奉するため、二十八日に京都を出立し、六月十四日に鎌倉に参着した。⁽¹³⁾その後、八月二十日に禁裏奉公のため再上洛を申請し、二階堂行村が実朝に取り次いだところ、「御気色頗不快」であったという。⁽¹⁴⁾

このことから、時広は広元と同様に京都・鎌倉に出仕し、朝廷・幕府に両属する存在として活動したことがうかがわれるが、広元と時広との関係に関して、史料3を取り上げたい。

【史料3】⁽¹⁵⁾

故入道前大膳大夫広元朝臣存生之時、執行幕府巨細之間、寿永・元暦以来自京都到来重書並聞書、人々款状、洛中及南都北嶺以下自武家沙汰来事記録、文治以後領家・地頭所務条々式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等文書、随公要、依賦渡右筆輩方、散在所処、武州聞此事、令季氏・淨円・円全等尋聚之、整目錄、被送左衛門大夫云々、

史料3によると、嘉禄元年（一二三二）六月十日に没した広元は、京都より届いた文書・聞書や洛中（朝廷・公家）・南都北嶺（興福寺・延暦寺）と武士間の交渉記録、領家・地頭の所領に関する法令、治承・寿永内乱における東国武士の勲功目録を所持していたが、幕府の用務に資するため右筆に分配した結果、これらの文書が散逸してしまったという。そこで、北条泰時（武州）は、清原季氏・斎藤浄円等に命じて文書の所在を探索し、目録を作成して、貞永元年（一二三三）十二月五日に時広（左衛門大夫）に引き渡したものである。

一一世紀半ば以降の公家社会では、官職に関わる職務や儀式の内容を記録した日記や儀礼書等を子孫に相伝することで、その官職への任官を特定の家が世襲する官司請負制が成立し、官務家小槻氏・局務家中原氏といった中世的な家が、鎌倉・南北朝期に確立したことが指摘されている。¹⁶すなわち、時広が泰時の配慮により広元の残した文書を引き継いだという史料3の内容は、北条得宗家の支持のもと、時広が広元末裔の惣領の立場を確立するとともに、幕府の法曹吏僚的な地位を家職として継承したことを象徴する事象として、記録されたのではないだろうか。

ここで『尊卑分脈』所収系図より、広元末裔の幕府における地位をあげると、時広の子のうち惣領家である泰秀流の人物（泰秀・時秀・宗秀・貞秀・貞広）は「関東評定衆」、また泰重流の人物（泰重・頼重・貞重・貞頼・茂重）および泰茂は「六波羅評定衆」と記されており、さらに那波政茂（時広甥）および毛利季光（時広弟）も「関東評定衆」とある。このように長井氏を中心とした広元末裔の御家人は、東国政権の性格を持った鎌倉の幕府本体（関東）と、朝廷を守護する武家権門の性格を持った京都の六波羅探題（武家）¹⁷の双方に設置された評定衆の地位を家系ごとに世襲しており、彼らは鎌倉幕府が有する二つの政治的な基盤を支える存在であったと見做せよう。

こうした状況を踏まえると、時広による広元が残した文書群の集積そのものが、幕府による朝廷・寺社勢力との

調整に係る故実の継承を表しており、長井氏が広元末裔の惣領としての立場を確立する淵源となったと推測される。

その後、一三世紀後半の長井氏について、建治元年（一二七五）五月、幕府が京都の六条八幡宮造営に係る費用負担を御家人に割り当てるために作成した「六条八幡宮造営注文」¹⁸を見ると、「鎌倉中」のうち得宗家以下の北条一族および足利氏に次いで、「長井左衛門大夫入道跡」として一八〇貫文が計上されており、左衛門大夫に任官するとともに『尊卑分脈』所収系図に「号長井入道」とある時広の末裔が一括され、幕府の役を負擔している。

長井氏の惣領家と庶子家との関係について、小泉宜石氏は、時広が承久の乱後に獲得した美濃国西部荘地頭職が、庶子の泰茂を経て孫の静瑜へと伝領された後、静瑜の子である泰朝・桓瑜兄弟の間で、その領有をめぐる争いが生じたため、嘉暦元年（一二三六）に惣領の宗秀（時広曾孫）が貞重の子勝深に地頭職を預け置くよう差配したことを考察し、一四世紀前半に至っても、惣領家の庶子家に対する支配力が未だ衰えていなかったことを指摘している¹⁹。この問題を通して、惣領家による庶子家の掌握状況について考えてみたい。

茜部荘地頭職について、荘園領主東大寺は、同荘からの年貢である百疋・千両の納入を、預所によって差配することができず、貞応二年（一二二二）八月に地頭請所として定めた²⁰。その後、文永六年（一二六九）十月、預所賢秀が、地頭請所の停止を要求して六波羅探題に訴訟に及んだところ、地頭代伊藤行村（左衛門尉行村）が、東大寺の使者慶尊に対して「当庄者正員地頭殿出羽守殿、令請于借上而所知行来也、今行村庄務即此故也」と述べ、「正員地頭」長井泰茂（出羽守殿）が、借上である行村に莊務を請け負わせたことを主張したという²¹。

この相論の結果については、翌文永七年（一二七〇）閏九月十日付で、泰茂（前出羽守泰茂）が、去年分の年貢皆

濟を主張するとともに、不法行為を行った行村（伊藤左衛門尉）を改易し、新たに「五郎左衛門尉秀氏」を代官に任じて、当年分の年貢収納のために在国させたことを表明している。²²⁾ また、翌十一日付で六波羅探題南方の北条時輔が、苗部莊雜掌の訴訟に際して、重陳状の提出を求めた宛所が「地頭殿」となっており、時広の子泰茂が、地頭として六波羅探題や東大寺から認識されていたことが判明する。²³⁾

さらに、永仁四年（一二九六）六月以降、雜掌慶舜と「地頭長井出羽法印靜瑜」の代官祐縁との間で争われた、年貢の絹綿色代と収納時期をめぐる相論について、和与を指示する関東下知状が、永仁六年（一二九八）六月十二日付で作成されたほか、²⁴⁾ 同年九月には「地頭長井法印靜瑜」の代官迎蓮が、洪水・大風の損耗による年貢の減免を東大寺に求める申状を六波羅探題に提出しており、²⁵⁾ 泰茂の子靜瑜による地頭職継承が確認される。

そして、正中二年（一三三五）五月、東大寺の衆徒等が、元亨二年（一三三二）以後の年貢未納について、長井泰朝（出羽孫三郎）および桓瑜（大夫阿闍梨）を六波羅に出訴したか、²⁶⁾ 史料4は、この相論に関連して嘉暦元年（一三三一）七月日付で作成された東大寺衆徒等による申状である。

【史料4】²⁷⁾

（前略）前地頭長井出羽法印靜瑜之時、年々歳々未進対捍・不法懈怠、不可勝計之間、就寺家訴訟、擬被處罪科之日、去正和・文保之比、所積之未進及数千貫之刻、莫太之未進悉究濟之条、難称可之上者、蒙免許、可弁少々之由、就出懇望之詞、以潤色之儀、令蒙巨多之免許、可致少分之弁濟之旨、就令和談、任和与状、可致其沙汰、若背其状者、可處罪科之由、武家成下知了、（省略）其後所相積○「依及数百貫、寺門之鬱訴、理致病

焉之間、当地頭出羽孫三郎・大夫阿闍梨共不知等、令究濟年貢歟、令中分下地歟、任寺家之所存、可致其沙汰之旨、出微言之最中、長井掃部「入道道雄於当庄地頭職者、道雄可領知之条、由緒分明也、於靜瑜法印之餘流者、以潤色之儀、預置之畢、於今者、稱可為本地頭之進止、取放靜瑜法印之子息、預給別人之由、依有有其聞、所詮、道雄既号本地頭之上者、代官之過怠者、懸正胤之条定法也、須懸道雄令究濟年々未進之旨、於武家雖有其沙汰、退案事惟、(省略)其上、年來之間、靜瑜法印者号重代相伝之地頭、雖致非道之沙汰、今者及別人之妨上者、靜瑜之自称忽令參差耳、以之思彼、今此道雄所申、実否難弁、云彼云此、於一円之仏領、地頭補任之根元、非疑殆者哉、(後略)

史料4によると、靜瑜が地頭であった時期に、東大寺は累年の年貢未進を訴えた結果、地頭側が年貢の一部納入を約束して和与したにもかかわらず、その後も年貢未進が続いたとし、改めて現地頭の長井泰朝(出羽孫三郎)および桓瑜(大夫阿闍梨)を訴え、年貢納入もしくは下地中分を要求した。ところがこの間に、長井宗秀(長井掃部入道道雄)は、自らが地頭(本地頭)として西部荘を領有しており、靜瑜の一族には、その地位を預け置いたに過ぎず、今般、本地頭の差配として靜瑜の子(泰朝・桓瑜)を解任し、別人に西部荘を預け置いたことを主張した。

史料中で東大寺は、靜瑜による地頭職相伝の自称が露顕したと記す一方、宗秀(道雄)の主張も「実否難弁」と評しており、それを疑問視していたことが判明する。この相論はどのように推移したのであろうか。史料5は、地頭長井桓瑜の代官俊行が雑掌定尊と争った相論における、元徳四年(一三三二)四月日付の俊行の陳状である。

【史料5】⁽²⁸⁾

(端裏書)

「茜部庄地頭代俊行陳狀 元徳四四廿九」

東大寺領美濃国茜部庄地頭出羽兵衛督律師桓^瑜輸代俊行弁申

欲早被^(奉)奇損雜掌定尊号無窮濫訴、背弘安・正安・文保以下度々御下知、抑留毎年四百五十余貫由、致濫訴問事、

(省略)

同狀(雜掌定尊濫訴狀)云、自嘉曆元年申付縫殿頭子息勝深律師之間、云以前之未進、云当知行分之未進、被成数通之御下知・御教書之處、自嘉曆元年至同三年^三〇箇年之^間、毎年四百五十余貫之年貢内、所積未進既不七百四十余貫之間、度々雖申成嚴密御教書、曾依不致其弁、以罪科之篇、可被経御沙汰由訴申最中、為正地頭^{長井}〇備前二郎高冬之計、去年又立還申付前代官出羽大夫阿闍梨云々、而去年々貢悉乍徵納之、於衣服用途四百五十余貫者、至今不及運濟、一向抑留云々、

此條、自嘉曆元年至元徳元年十月之末、勝深律師知行之間、於年貢者悉被納彼方畢、是又桓瑜抑留由雜掌□狀存外次第也、

(後略)

史料5によると、定尊は、嘉曆元年(一二三二)より長井貞重(縫殿頭)の子勝深に年貢未進分の皆済を訴えたところ、「正地頭」長井高冬の計らいによって、去年再び「前代官」桓瑜(出羽大夫阿闍梨)に茜部荘の支配が申

し付けられたとし、桓瑜による年貢の抑留を主張した。これに対して桓瑜は、嘉暦元年（一三二六）より元徳元年（二二二九）十月末までの間、勝深が茜部荘を知行して年貢を全て収納したと主張し、年貢抑留への関与を否定した。

このように、史料4および史料5を踏まえると、一三世紀後半から一四世紀前半にかけての茜部荘地頭職は、長井泰茂から子の静瑜、孫の泰朝・桓瑜へと相伝されたが、嘉暦元年（一三二六）に生じた東大寺との未納年貢の皆済をめぐる相論の過程で、「正地頭」を称した長井宗秀の介入により長井泰朝・桓瑜が改易され、長井貞重の子勝深がその地位を引き継ぎ、さらに元徳元年（一三二九）、東大寺との相論が続いた結果、宗秀の孫である「正地頭」長井高冬によって、「前代官」桓瑜が再び茜部荘の支配を任されたとのことである。

しかしながら、史料4および史料5において、東大寺衆徒や雑掌の立場からは、「正地頭」宗秀の「代官」と位置付けられた静瑜・泰朝・桓瑜父子は、自らを茜部荘の「地頭」と称していた。また、史料4において、東大寺側も「正地頭」を称する宗秀の主張を疑問視していたことは先述のとおりである。さらに、史料4が作成された嘉暦元年（二二二六）以前の泰茂・静瑜父子の代には、宗秀を始め惣領家による茜部荘への介入を確認できない一方、文永七年（一一七〇）および永仁四年（一一九六）における東大寺との相論を通して、泰茂・静瑜父子による地頭職相伝の事実は、鎌倉・六波羅からも認められていたと判断される。

したがって、茜部荘地頭職の事例からは、一四世紀前半に至っても、未だ長井惣領家の庶子家に対する支配力が衰えていなかったと評する小泉氏の指摘とは異なり、一四世紀前半の宗秀の代に至って、長井惣領家による庶子家への統制が強化されたと考えられるのではないだろうか。

『鎌倉年代記』（京都大学附属図書館蔵）によると、長井宗秀（道雄）は、永仁元年（一一九三）十月に引付を廃止

して設置された執奏に、北条時村・道鹽（名越公時）・北条師時・恵日（金沢貞時）・大仏宗宣・蓮愉（宇都宮景綱）とともに任じられ、翌年五月二十日には宗宣とともに越訴頭となった。同十月に執奏が廢止されて引付が再設置された際には頭人に任じられていないが、永仁六年（一二九八）四月九日には時村・師時・道西（名越時基）・大仏宗泰に続いて五番引付頭人となり、以後ほぼ一貫して評定衆の中から選ばれる引付頭人に就任した。そして、徳治二年（二三〇七）正月二十八日に北条熙時・塩田国時・普恩寺基時・伊具時高（斎時）・大仏維貞・甘繩頭実（甘繩）に続いて七番引付頭人となったのを最後に、延慶二年（二三〇九）三月十五日、三番引付頭人に就任した金沢流北条氏の当主である甥の金沢貞顕と交替した。⁽²⁸⁾

また、同年の四月九日付と推定されている「金沢貞顕書状」⁽²⁹⁾には、「太守禪門、奥州、武州、貞顕、洒掃、別駕、奉行合信州、奉行長入道、同前尾金等、令出仕候了、相州御不參候也、昨日長崎左衛門為御使、御寄合參勤事、被仰下候之間、則令出仕候了」と記されており、北条貞時（太守禪門）・大仏宗宣（奥州）・北条熙時（武州）・金沢貞顕・安達時顕（別駕）、そして欠席した北条師時（相州）とともに、宗秀（洒掃）は北条得宗家の寄合に参画したことを確認できる。すなわち、宗秀は幕府の宿老として、約二〇年間に渡り政権の中樞を占めていたのである。

この間、「長井洒掃文庫」を構えていた宗秀および嫡子の貞秀は、貞顕と典籍の貸借等の文化的な交流に留まらず、正安四年（一三〇二）七月から延慶元年（一三〇八）十二月まで六波羅探題南方を務め在京中の貞顕にとつて、鎌倉における有力な支持勢力となり、婚戚関係を基盤に強い政治的な連携を構築したことが指摘されている。⁽³¹⁾

ところで、元徳元年（一三二九）と推定されている十月二十八日付の貞顕（崇顕）の書状⁽³²⁾には、「治部少輔由緒も候時に、いか程もふるまひ候らんと存候、長井一門いかにもてなし候らん、可承存候」と記されており、宗秀の義

理の甥にあたる貞顕が、宗秀・貞秀の後継者と推測され、「由緒」を持つている長井高秀（治部少輔）の振る舞いとともに、「長井一門」による高秀への応接について、報告を求めている。

また、同年と推定されている十一月二十一日付の貞顕の書状³⁴には、「為御使可下向候けるか、東使上洛之間候之間、被止候旨承候了、治部少輔高秀京着之後、何様事等候哉、貞重以下一門定もてなし候らんと覚候、公家何方一躰候哉、委細可示給候」と記されている。すなわち貞顕は、鎌倉から「東使」が上洛する風聞があるため、京都よりの「御使」下向が中止されたことを承知している旨を伝えるとともに、使者として京都に到着後の長井高秀の様子について、「貞重以下一門」による応接を推察している。

これらの書状は、いずれも貞顕が当時六波羅探題南方として在京した嫡子の貞將に宛てた文書と考えられる。史料5によると、両書状が記された日付の間にあたる元徳元年（一三二九）十月末に、「正地頭」長井高冬の差配によって、茜部荘の代官が勝深から桓瑜に交替したが、宗秀の甥である貞顕は、六波羅探題南方在任時の正安四年（二三〇二）九月十二日付で、茜部荘の年貢に関する東大寺学侶の訴訟について、長井静瑜に宛てた御教書を発しており、茜部荘の領有をめぐる相論を承知していたと推測される。

こうした貞顕が、勝深の父で六波羅評定衆の貞重以下「長井一門」による、上洛した惣領家の高秀への応接を、貞將に再三確認しているのは、茜部荘地頭職をめぐる長井惣領家・庶子家間の動向が反映していると判断されよう。

すなわち、一四世紀前半、宗秀を中心とした長井惣領家は、幕府の中枢を担う家格の確立、並びに金沢流北条氏との親族関係にともなう政治的連携を背景に、「正地頭」として庶子家への統制強化を図ったと考えられる。そし

て、これを契機に、惣領家を中心とした長井一族の同族間ネットワークが確立したのではなからうか。

なお、美濃国遠山莊手向郷では、文永九年（一二七二）三月、宗秀の父時秀が地頭職を幕府から拝領し、建武四年（一三三七）五月二十二日には、長井貞泰が出羽国山方郷・常陸国行方郡山田村・相模国南香河村等の所領とともに安堵されたものの、手向郷の本主である遠山加藤次朝廉（寛心）との間で相論となった結果、貞和三年（二三四七）四月七日に足利直義により判決が下され、貞泰は朝廉の孫景房に敗訴した。⁽³⁶⁾

貞泰は、図1の系図のとおり、時秀の従兄弟で六波羅評定衆を務めた頼重の曾孫にあたり、山方郷に由来する上山を名字とした。また、延元元年（一三三六）四月には、建武政権の武者所の一番に結番された。⁽³⁷⁾すなわち、手向郷は惣領家（時秀）から庶子家（貞泰）へと継承されたのであり、両家は必ずしも対立関係にあったのではないと考える。この一方、長井氏と広元末裔の御家人等との関係については、史料6を見てみたい。

【史料6】⁽³⁸⁾

曾祖父了禪跡目六

（省略）

一、元弘一統御代之時、建武元年元春祖父右近^(大去)□□貞親、於越後国、阿曾宮同心申御謀叛之由、就有其間、

蒙 勅感^勅、惣領長井右馬助ニ被預置畢、（省略）

一、如此元春親・祖父并迄至一族等、悉為御^敬□之間、於了禪之跡者、元春一人為代官致忠条、世以無其隱、且建武三年七月了禪之^諡□明白也、

一、建武三年六月晦日山門合戦破之間、了禪⁽⁴⁾老体在京為無益之間、就高越州其子細申入、蒙御免下向芸州之刻、為在京料所、吉田郷・山田村・京屋地二所^{〔所北小湊堀〕}先充給畢、其外一族若党等成敗事、家昇事等、見彼状畢、(省略)

一、彼了禪跡所領等手継文書事、了禪未在国越後国之時、焼^子宿所炎上畢、然之間、元春於京都令申当御代粉失状之間、就其一族等三人被成間状、一人者長井治部少輔、一人者長井出羽守、一人中条刑部少輔、彼等三人也、文書之段無相違之由、申請文、此外不可有本文書正文候、(後略)

史料6によると、建武元年(一三三四)、毛利貞親(右近大夫)が越後国で建武政権に謀叛を起こしたとの風聞があり、後醍醐天皇の勘気を受け、惣領の長井高冬(右馬助、挙冬、宗秀孫)に預け置かれたという。また、翌年以降、毛利元春(師親)と曾祖父了禪(時親)は足利尊氏に帰属したが、元春の祖父貞親・父親衡は南朝方に帰属したため、元春は、自らが了禪の跡職を独占する正当性を主張した。ところが、了禪の所領に関する文書が焼失したため、元春が紛失状の発給を幕府に申請した際、長井時春(治部少輔、高冬従兄弟)、貞頼(出羽守、泰茂末裔)、中条広房(刑部少輔)が証人として請文を幕府に提出したという。

すなわち、一四世紀前半の長井氏は、広元末裔の惣領として、一族の身柄の預かりや証人を務める役割を担っており、惣領家を中心とした長井一族のネットワークと広元末裔のネットワークという、機能の異なる二重の同族間ネットワークが形成されていたのである。

以上のとおり、長井氏は、鎌倉幕府の政治体制に依拠しつつ、大江広元が残した文書群の所持を通して、広元末

裔の惣領としての地位を認められるとともに、一四世紀前半に至って、長井惣領家を中心に惣領家・庶子家から成る一族、並びに広元末裔の御家人との間で、二重の同族間ネットワークを形成したと考えられる。

三 南北朝期の状況

前章では、一四世紀前半に長井氏の同族間ネットワークが形成された状況を考察した。この状況は、鎌倉幕府滅亡後どのように推移したのであろうか。本章では、南北朝期における長井一族の動向から、この問題を探りたい。

鎌倉幕府滅亡時に足利高氏は、元弘三年（一三三三）と推定される五月六日付で、長井泰茂の孫貞頼（長井弾正藏人）に宛て後醍醐天皇の勅命に従い参陣を促すとともに、同二十八日付で所領内における濫妨狼藉の犯人を処分するよう指示しており、六波羅評定衆を務めた庶子家は、高氏を通して建武政権に服属したことが判明する。

『建武記』に収録された、建武政権が設置した各機関の編成を記した注文より、長井の名字を称する者を抽出すると、元弘四年（一三三三）、鎌倉将軍府の関東廂番の一番に惣領家の広秀（大膳権大夫、宗秀孫）、三番に泰広（甲斐前司）、また奥州将軍府の引付の一番に貞宗（左衛門大夫）の名が記されている。さらに、京都に置かれた武者所の延元元年（一三三六）四月における結番注文には、一番に庶子家の貞泰（因幡守）・貞匡（掃部助）、三番に頼秀（前治部少輔）、四番に惣領家の広秀（大膳権大夫）、庶子家の高広（因幡左近大夫将監）の名が見える。

このように、建武政権において、惣領家（関東）・庶子家（六波羅）の各系統の長井氏が、訴訟に携わる引付や武士の統轄を行う武者所・関東庶番に所属していたことを確認できるが、一四世紀前半の鎌倉幕府体制下における宗

秀の世代のように、惣領家が庶子家に優位する状況を政権内の地位からうかがうことはできない。

一方、建武二年（一三三五）、中先代の乱で鎌倉を占領した北条時行を鎮圧するため、足利尊氏が関東に下向した際、相模川の上ノ瀬を高師泰、中ノ瀬を赤松貞範、下ノ瀬を佐々木道誉・長井時春（広秀従兄弟）の軍勢が渡河して、時行を撃破しており、⁽⁴⁴⁾同時期に長井一族が、建武政権に離反して尊氏に従い行動していたことが判明する。

また、康永三年（一三四四）三月二十一日以前に、室町幕府に設置された五番編成の引付の構成を見ると、一番に貞頼（出羽守）、二番に長井宮内権大輔、三番に広秀（前大膳大夫）・高広（縫殿頭）・時春（治部少輔）、五番に宗衡（丹後入道）が所属しており、四名の二階堂一族とともに六名の長井一族が引付の中核を占めていたが、翌二十二日より、引付が新たに三方に再編成され、高広・宗衡・広秀の三名のみ残留している。⁽⁴⁵⁾

しかしながら、同年五月十七日、足利直義の新熊野社・稲荷社参詣に際しては、時春（治部少輔）・広秀（大膳権大夫）・貞匡（掃部助）・貞頼（出羽前司）が供奉し、⁽⁴⁶⁾また、翌康永四年（一三四五）八月二十九日、後醍醐天皇の供養を目的とした足利尊氏・直義の天龍寺参詣には、「役人」として尊氏（将軍家）の「御査」役を広秀（大膳権大夫）、直義（三条殿）の「御査」役を時春（治部少輔）が担当するとともに、長井修理亮・同丹後左衛門大夫が供奉している。⁽⁴⁷⁾さらに、貞和五年（一三四九）正月六日には、高師直・上杉朝定・佐々木道誉・二階堂時綱・同行朝・宇都宮貞泰とともに広秀が評定衆となっており、⁽⁴⁸⁾初期室町幕府において長井氏は引き続き要職を占め、訴訟の処理や朝廷・寺社勢力との折衝等の権限を掌握した直義に近い立場で、専ら活動していたことがうかがわれる。

この状況を踏まえ、貞和五年（一三四九）八月十二日、直義と執事高師直との不和が表面化し、観応の擾乱が勃発すると、惣領家の広秀は、吉良満義・石堂頼房・石橋和義・斯波高経・荒河詮頼・細川頼春・畠山直宗・上杉重

能等とともに直義郎（三条殿）に参上した⁴⁹。一方、観応二年（一二三二）二月十七日、時春（治部少輔）は尊氏に従い、摂津国打出浜合戦に参陣して敗北したことから、惣領家内部にも同時期に尊氏・高師直方に属した勢力が存在したことが確認される⁵⁰。なお、出羽国長井荘の成島八幡宮宝殿に掲げられた正安二年（一二三〇）六月十七日付の棟札には「当地頭長井掃部守大江朝臣宗秀」、また貞和四年（一二三八）八月七日付の棟札には「当庄地頭大江朝臣治部少輔時春」と記されているが、一四世紀半ばに宗秀直系の広秀ではなく、傍系の時春が惣領を継承する正統性を主張しており、惣領をめぐる家内部の対立が、一族を観応の擾乱で両勢力に分ける原因となったと考えられる。

その後、観応三年（一二三二）閏二月には、広秀（大膳大夫）が備前守・時春（治部少輔）・子息右近将監とともに、新田義宗追討のため尊氏に従い鎌倉を出陣しており、最終的に尊氏の下に帰属したことが判明する。しかしながら、一四世紀後半以降における室町幕府の統治機構では、主要な地位に長井氏の存在を確認することはできない。京都における長井氏の地位低下は、観応の擾乱以降の幕府において、御前沙汰（將軍親裁）による訴訟の処理が優先され、訴訟機関としての引付方が衰退したことが影響しているのではないだろうか⁵³。

この一方、同時期の長井氏は、引付が存続した鎌倉府において専ら活動している。すなわち、永和四年（一二七八）八月二十七日には「長井掃部頭入道道広」⁵⁴、また応永五年（一二九八）十一月四日、足利氏満が没し満兼が鎌倉公方を継承した際には、「二階堂野州入道清春」とともに「長井掃部助入道道法」⁵⁵が、引付頭人に任じられた。

以上のように、鎌倉幕府の滅亡後、長井惣領家による庶子家の統制は破綻し、各家がそれぞれの政治局面で個別に活動したことを確認できる。また、観応の擾乱後には、幕府の統治機構における引付方の衰退にともない、鎌倉府を除き長井氏は政権の中枢から排除されたことが推測される。このことは、一四世紀前半に見られた長井惣領家

による庶子家の統制が、鎌倉幕府の統治機構の中枢を占めた家格の確立とともに、北条一族との政治的連携に依拠し実現していたことが、原因なのではないだろうか。

ここに、列島東西に跨がった長井氏の同族間ネットワークは解体し、一四世紀末以降の長井氏は、専ら横山荘領の各所領を拠点とした地域的な領主としての性格を強めたのである。

おわりに

以上、鎌倉幕府の御家人長井氏を対象に、一三世紀から一四世紀にかけての同族間のネットワークの推移について考察した。この内容は次のとおりである。

○和田合戦を通して、幕府の対応を主導した大江広元は、関東西部を南北に縦断する主要な交通路の掌握を図るため、恩賞地として武蔵国横山荘を獲得した。文士として鎌倉に招聘された広元一族による在地武士の糾合と所領支配は、幕府の支配体制に依拠しつつ、主要な交通路の要衝を広域的に掌握することで実現したと考えられる。

○文士系御家人として関東・六波羅評定衆の地位を占めた長井氏は、時広による広元が残した文書群の集積を通して、幕府による朝廷・寺社勢力との調整に係る故実の継承を図り、一三世紀前半に広元末裔の惣領としての地位を確立したと推測される。そして、宗秀が、一三世紀末・一四世紀初頭に評定衆・引付頭人・寄合衆として幕府の中枢を占めるとともに、北条一族である金沢貞顕との連携を深めた結果、一四世紀前半には長井惣領

家による庶子家の統制が強化されたと考えられる。このことを踏まえて、長井惣領家を中心として、庶子家および広元末裔の御家人との間に、二重の同族間ネットワークが成立した。

○鎌倉幕府の滅亡後、長井惣領家による庶子家の統制は破綻し、各家がそれぞれの政治局面で個別に活動する一方、一四世紀半ばの観応の擾乱後には、室町幕府の統治機構における引付方の衰退にともない、鎌倉府を除き長井氏は、政権の中枢を占める地位を喪失するとともに、その同族間ネットワークも解体したと考えられる。

これらの結果を踏まえると、大江広元並びにその嫡流である長井惣領家を中心とした同族間ネットワークは、鎌倉幕府体制に依拠することによって成立し、維持されたと判断されよう。それは、国衙在庁としての権力や所領の開発等を通して成立した武士団の同族間ネットワークとは異なるものであったと見做せるが、京都・鎌倉の政権確立、並びに列島規模で分散した所領経営等のために、御家人の移動が活発化した一三・一四世紀を通して、武士団のネットワークが維持される基盤の多様性も、また増したと言えるのではなからうか。

南北朝期以降、長井一族は京都・鎌倉に留まらず、国人として諸国の所領を拠点に活動する傾向が強まるが、同族間のネットワークや由緒がどのように成立し、利用されたのか。次なる課題としておきたい。

註

(1) 野口実『中世東国武士団の研究』（高階書店、一九九四年）、高橋修『中世武士団と地域社会』（清文堂出版、二〇〇〇年）、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、二〇〇四年）等。

(2) 小泉宜右「御家人長井氏について」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年）。

- (3) 湯山学①「武蔵横山庄の領主・大江姓長井氏の最後」(『多摩のあゆみ』七、一九七七年)、同②「相模国座間郷と大江姓長井氏―『由井領』の成立をめぐる―」(『多摩のあゆみ』四三、一九八六年)。いずれも同著『武蔵武士の研究』(岩田書院、二〇一〇年)に再録。
- (4) 永井晋①「金沢貞顕と甘縄顕実」(『六浦文化研究』三、一九九一年)、同②「長井貞秀の研究」(『金沢文庫研究』三一五、二〇〇五年)。いずれも同著『金沢北条氏の研究』(八木書店、二〇〇六年)に再録。上杉和彦『人物叢書 大江広元』(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (5) 黒田基樹「戦国時代の棚田長井氏」(『多摩のあゆみ』一四三、二〇一一年)。
- (6) 黒板勝美編輯『新訂増補国史大系(普及版) 吾妻鏡』第二(吉川弘文館、一九六八年、以下『吾』2という) 第二十一建暦三年五月五日条。
- (7) 『吾』2第二十一 建暦三年五月七日条。
- (8) 『山梨県史』資料編5中世2下県外文書(山梨県、二〇〇五年) 一〇七五号「高師直奉書写」、東京大学史料編纂所所蔵「(薩摩)旧記雑録」所収文書巻二二。
- (9) 『新八王子市史』通史編2中世(八王子市、二〇一六年) 第2章「鎌倉幕府と武士の盛衰」は、横山荘について、横山本宗家の直接支配地である船木田本荘を中心とした横山党の主な支配領域に該当し、和田合戦の没官領として「横山荘(庄)」と呼称したと指摘している。本稿も、この見解に則って表記する。
- (10) 『新八王子市史』資料編2中世(八王子市、二〇一五年、以下『新八』資2という) 第一章「編年資料」九二号。
- (11) 湯山前掲註(3) ②論文によると、「建長寺安首座」は、鎌倉法泉寺開山の了堂素安と推定され、長松寺は素安の塔所である建長寺塔頭宝珠庵の末寺であったという。また、座間郷内の星谷寺の嘉禄三年(一二二七) 銘の梵鐘は、広元の孫長井泰秀の舅である佐々木信綱が大檀那、沙弥西願が大檀越として寄進されている。したがって、広元一族による座間郷の支配は、十三世紀前半まで遡ると考えられる。
- (12) 峰岸純夫「鎌倉時代における安達氏と小笠原氏の連携―女性と寺社の視点から―」(『近藤義雄先生卒寿記念論集』二〇一〇年、拙編『甲斐源氏―武士団のネットワークと由緒―』戎光祥出版、二〇一五年に再録)。
- (13) 『吾』2第二十三 建保六年六月十四日条。

- (14) 『吾』2第二十三 建保六年八月二十日条。
- (15) 黒板勝美編輯『新訂増補国史大系(普及版) 吾妻鏡』第三(吉川弘文館、一九六八年) 第二十八頁永元年十二月五日条。
- (16) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)、松蘭斎『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館、一九九七年)、遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』(吉川弘文館、二〇一一年)等。
- (17) 外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』(同成社、二〇一五年)等。
- (18) 国立歴史民俗博物館所蔵「田中稷氏旧蔵典籍古文書」のうち「六条八幡宮旧蔵古文書」。本史料は、建治元年(一二七五)五月に六条八幡宮の定円法眼が幕府政所で作成した注文を、永和元年(一二八一)に法印栄賢が書写した文書である。なお、上杉前掲註(4)著書には、同宮別当の初代季厳は広元弟、二代教厳は広元甥、三代実深は広元外孫であることが指摘されており、同宮が広元一族の影響下に置かれていたことがうかがわれる。
- (19) 小泉前掲註(2)論文。
- (20) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第五卷(東京堂出版、一九七三年)三二四三号「東大寺別当成室下文案」(東大寺文書、四ノ十二)。
- (21) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第十四卷(東京堂出版、一九七八年、以下『鎌』十四という)一〇五一六号「美濃茜部荘預所賢舜重訴状案」(東大寺文書四ノ十三)。本史料では、地頭代伊藤行村が茜部荘について「一向寺家進退御庄」と述べた旨を、東大寺側が主張しているが、『鎌』十四一〇五三四号「美濃西部荘地頭代伊藤行村再陳状案」(東大寺文書四ノ十三)に記された行村からの反論では、この発言そのものを否定している。
- (22) 『鎌』十四 一〇六九九号「長井泰茂書状」(東大寺文書一ノ二)。
- (23) 『鎌』十四 一〇七〇〇号「六波羅御教書案」(東大寺文書四ノ十三)。
- (24) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第二十六卷(東京堂出版、一九八四年、以下『鎌』二十六という)一九七〇八号「関東下知状」(東大寺文書百卷本第五十六號)。
- (25) 『鎌』二十六 一九八一七号「六波羅拳状案」(東大寺文書四ノ十三)、同一九八一八号「迎蓮申状案」(同)、同一九八六七号「迎蓮重申状案」(同)。その後も東大寺による訴訟は続き、竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第二十八卷(東京堂出版、一九八五年、以下『鎌』二十八という)二二二三六号「六波羅御教書案」(東大寺文書四ノ十二)によると、

- 正安四年（一二〇二）九月十二日付で静瑜（出羽法印御房）に対して、茜部荘の年貢に関する東大寺学侶の訴状への沙汰のため六波羅に参決するよう、両探題の普恩寺基時（左馬助）と金沢貞顕（中務大輔）が通達している。
- (26) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十七卷（東京堂出版、一九八八年、以下『鎌』三十七という）二九一〇六号「六波羅御教書案」（東南院文書又一ノ三）、同二九一〇七号「六波羅御教書案」（同）。
- (27) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十八卷（東京堂出版、一九八九年）二九五三八号「東大寺衆徒等申状土代」（東大寺文書十三）。
- (28) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第四十一卷（東京堂出版、一九九〇年、以下『鎌』四十一という）三一七四五号「美濃西部荘地頭代俊行陳状案」（東大寺文書四ノ十三）。
- (29) 三月十五日付の『鎌』三十七 二三三三七号「金沢貞顕書状」（金沢文庫文書）には、「酒掃頭人御免候也」並びに「為城介御使、評定出仕并三番引付管領事、被仰下候」と記載されており、長井宗秀（酒掃）が引付頭人を免じられ、貞顕が評定衆に加わり三番引付頭人を務めるよう、安達時頭（城介）を使者として指示されている。
- (30) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第三十一卷（東京堂出版、一九八六年）二三六六三号「金沢貞顕書状」（金沢文庫文書）。奉行として太田時連（合信州）・長崎高綱（長入道）・尾藤時綱（前尾金）の名が見えるが、宗秀・時頭は彼らとは異なる地位にあったと考えられる。なお、史料中に貞顕と熙時が初めて寄合への参画を指示された旨が記されており、また『鎌倉年代記』（京都大学附属図書館所蔵）の応長元年（一二三二）熙時項に「延慶二四九為寄合衆」とあることから、史料の年代が比定されている。
- (31) 永井前掲註（4）①、②論文。なお、永井氏は註（4）①論文にて、「北条貞時十三年忌供養記」（円覚寺文書）に「別駕・酒掃・長禪門以下御内宿老参候」と記されていることより、宗秀（酒掃）を長崎高綱（円喜、長禪門）と並ぶ北条得宗家被官の宿老（御内宿老）と位置付けた。しかし、同史料の「二品経調進方々」に、宗秀は「掃部頭入道殿」と表記され、北条泰家（左近大夫将監殿）・赤橋守時（武威守殿）・金沢貞顕（修理権大夫殿）・足利貞氏（足利殿）・安達時頭（城介殿）等とともに敬称付で記名される一方、長崎高綱（長崎禪門）・工藤貞祐（工藤二郎右衛門尉）等の得宗被官とは明確に区別されている。したがって、宗秀は得宗被官ではなく、「別駕（時頭）・酒掃（宗秀）」と「長禪門（高綱）以下御内宿老」とを区切って解釈すべきと考えられる。

- (32) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十九卷（東京堂出版、一九八九年、以下『鎌』三十九という）三〇七六五号「宗頭 金沢貞顕 書状」（金沢文庫文書）。
- (33) 永井前掲註（4）①論文によると、長井高秀は宗秀の嫡子貞秀の子であり、貞秀の早世後、祖父の宗秀によって、惣領家の継承者と目されていたという。
- (34) 『鎌』三十九 三〇七七九号「宗頭 金沢貞顕 書状」（金沢文庫文書）。
- (35) 『鎌』二十八 二二二三六号「六波羅御教書案」（東大寺文書四ノ十二）。
- (36) 『新八』資2 二三四号「足利直義裁許状写」（遠山文書）。
- (37) 国立公文書館内閣文庫所蔵『建武記』全（以下『建』という）「定 武者所結番事」。
- (38) 佐藤和彦他編『南北朝遺文』関東編第五卷（東京堂出版、二〇一二年）三八一〇号「毛利元春事書案」（毛利家文書）。
- (39) 『鎌』四十一 三二二三八号「足利高氏軍勢催促状」（毛利家文書）。
- (40) 『鎌』四十一 三二二五号「足利高氏御教書案」（萩藩閩録八ノ二福原対馬）。
- (41) 『建』「定 庇結番事 次第不同」。
- (42) 『建』「引付」。
- (43) 『建』「定 武者所結番事」。
- (44) 後藤丹治・釜田喜三郎校注『太平記』二（日本古典文学大系35、岩波書店、一九六一年）卷第十三「足利殿東国下向事 付時行滅亡事」。
- (45) 『新八』資2 中世二二七号「足利幕府引付番注文」（白河結城家文書）。
- (46) 藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集古記録編 師守記』第二（統群書類従完成会、一九六九年）康永三年五月十七日条。
- (47) 佐藤和彦他編『南北朝遺文』関東編第三卷（東京堂出版、二〇〇九年、以下『南』関3という）一五八一号「山城国天龍寺供養日記」（白河結城家文書）。
- (48) 『南』関3 一八〇四号「評定着座次第」（『群書類従』巻第五一一）。
- (49) 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三（日本古典文学大系36、岩波書店 一九六二年、以下『太』3という）巻第二十七「御所囲事」。

- (50) 『太』 3巻第二十九「松岡城周章事」。
- (51) 『新八』 資2七二号「成島八幡宮宝殿・長居修理棟札銘」、同一三八号「成島八幡宮宝殿修理棟札銘」。
- (52) 『太』 3巻第三十一「新田起義兵事」。
- (53) 亀田俊和『観応の擾乱―室町幕府を二つに裂いた足利尊氏・直義兄弟の戦い―』（中央公論新社、二〇一七年）。
- (54) 『新八』 資2一六六号『喜連川判鑑』 永和四年八月二十七日条、同一六七号『生田本鎌倉大日記』 同条。上記史料の注釈では、「長井掃部頭入道道広」を長井高冬（挙冬）の子氏元または孫氏広に比定している。
- (55) 『新八』 資2一九四号『鎌倉大草紙』 応永五年十一月四日条。

